

質問及び回答

塩尻市市有林を活用した J-クレジット創出に関する公募型プロポーザル

No	資料名及びページ数	質問内容	回答
1	実施要領 P3	3 参加資格について、効率的なモニタリングのためレーザ解析等を実施する場合、専門とする会社へ再委託を検討しております。その場合、参加申込時点で提出する書類はございますでしょうか。（提案者である弊社のみ情報でよいでしょうか。）	ありません。
2	実施要領 P5、P7	電子データについて、オンラインファイル共有サービスでの提出は可能でしょうか。セキュリティ上難しいなどございましたらご教示いただけますと幸いです。	電子データは CD-R にて提出をお願いします。
3	実施要領 P7	事前審査が実施された場合の審査結果はいつ頃ご連絡いただけますでしょうか。審査のお時間によっては宿泊が必要かと考えておりますので、ご教示いただけますと幸いです。	事前審査を実施した場合、その結果の通知は令和 7 年 6 月 23 日（月）午後 5 時までにメールにて行い、後日郵送します。
4	仕様書 P1	対象地域及び対象面積について、J-クレジット創出は森林経営計画が前提となりますが、今後の新規策定予定があればご教示いただけますと幸いです。	今後、30・51 林班及び過去の施業履歴等を考慮した森林経営計画（区域計画）を策定予定です。
5	仕様書 P2	クレジット発行の時期の指定（毎年、2 年・3 年おきなど）はありますか。	指定は、ありません。
6	仕様書 P3	提供資料について、クレジット量の試算のため、森林経営計画、森林簿を頂きたいのですが、参加資格を頂けた時点で資料のご提供いただくことは可能でしょうか。	仕様書 P2～P3「8 提供資料の取扱い」に記載の内容については、事前に提供しますので、提供資料に関する問合せ先（耕地林務課）にお問合せください。
7	その他	共同事業体（JV）での参加は可能でしょうか。共同事業体での参加が不可の場合、代表企業を定め、その他の企業は「再委託先」として参加するという方法は可能でしょうか。	共同事業体での参加は受け付けておりません。一部業務の再委託は可能ですので、代表企業での参加をお願いします。
8	仕様書 第 6 項 P2	塩尻市の森林整備の責任範囲は 138ha だけですか。提案者がそれ以上の森林整備を提案する場合においても「塩尻市市有林を活用した J-クレジット創出事業 仕様書」6 項（1）の整理表に記載の通り、塩尻市の負担にて森林整備、管理を行っていただけますでしょうか。	市有林の整備につきましては市の負担にて実施します。年間、間伐で約 5ha の整備を行っています。なお、予算の都合上、整備予定面積等は変更となる可能性があります。

9	実施要領 第3項(1)ア P3	塩尻市入札参加資格者に係る入札参加指名停止措置規程（平成24年訓令第5号）に基づく指名停止期間中でないこと。との記載がありますが、指名願いの提出有無でなく、指名停止を受けていない事と考えて宜しいでしょうか。	差支えありません。
10	実施要領 第8項(2)イ(キ) P6	塩尻市内の企業を主な対象として創出したクレジットの情報公開及び販売促進、購入手続きを行うためのWEBアプリケーションを立ち上げた場合、塩尻市のホームページ上で周知いただくことは可能でしょうか。	内容により個別に判断しますが、原則差支えありません。
11	実施要領 第8項(2)イ(ク) P6	全体収支計画を検討するため、R7年度以降の計画として、森林経営計画対象面積を現状の138haよりも増やすためのスケジュールが想定されていれば教えてください。	今後、30・51林班及び過去の施業履歴等を考慮した森林経営計画（区域計画）を策定予定です。
12	実施要領 第8項(2)イ(ク) P6	提案した全体収支計画及び収益性を確保できなかった場合、契約不適合としてのペナルティがありますか。	ありません。
13	実施要領 第8項(2)イ(ク) P6	本事業の収支計画・収益見込みは、J-クレジットの販売価格のみならず、創出量によって変動し、J-クレジットの創出量は森林経営計画・整備状況の影響を大きく受けると考えています。変動要因が多いため、収支計画の変更が発生する可能性があります。問題ありませんでしょうか。	ありません。
14	実施要領 第8項(2)イ(ク) P6	全体収支計画及び年度収支計画の作成にあたり、潜在的なJ-クレジット創出可能量の把握が必要と考えています。年度毎にどの程度のJ-クレジットを創出できるか推定するための資料として、市有林1000haの林地台帳をご提供いただくことは可能でしょうか。	仕様書P2～P3「8 提供資料の取扱い」に記載の内容については、事前に提供しますので、提供資料に関する問合せ先（耕地林務課）にお問合せください。
15	実施要領 第8項(2)イ(ケ) P6	塩尻市内のより多くの企業に対して本事業への参画及びクレジット購入の働きかけを行うために、塩尻市における林業の課題や森林整備方針、クレジット売却収益を活用した町づくり方針を効果的に周知することが重要であると考えております。プロジェクトのモニタリング時に取得したデータに加え、塩尻市が作成した森林計画図や都市計画図、GIS等のデータについて、公開範囲、公開方法を協議のうえクレジット販売促進のため立ち上げるWEBアプリケーションで公開することは可能でしょうか。	関係部局との調整や関係法令の確認が必要となります。今後、検討いたします。
16	その他	森林火災等不可抗力により提案した全体収支計画及び収益性を確保できない場合は免責と認識しております。これに関連して提案者の責任範囲が示され	森林火災等不可抗力による場合は、認識のとおり取り扱います。また、免責事項の明確化に

		た協定書の素案を提示いただくことは可能でしょうか。	ついて、優先交渉権者と協議のうえ、決定しますので、素案の事前提示は行いません。
--	--	---------------------------	-----------------------------------------